一九二　関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のドミニカ共和国による廃棄に関する件　二七　五
一九三　関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のリビアによる廃棄に関する件　二七　五
一九四　関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のコンゴ民主共和国による廃棄に関する件　二七　五
一九五　外交、公用等の旅券の所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の口上書の交換に関する件　三一　四
一九六　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三一　四
一九七　野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三一　四
一三八　分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件　二　一〇
一三九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二　99　一一
一四〇―一四三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　104　一
一四四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一一　104　三
一四五　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一一　104　四
一四六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　104　四
一四七―一五四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一三　106　七
一五五―一五七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一三　106　一四
一五八　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件　一三　特27　一
一五九　株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関を定める件　一八　109　三六
一六〇　株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件　一八　109　三六
一六一　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二三　112　三〇
一六二　大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件　二四　一
一六三　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二七　五
一六四　登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件　三〇　三
一六五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　119　八
一六六　第二十八回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件　三〇　119　一一
一六七　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの輸入数量を告示する件　三一　四
一六八　平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三一　五
一六九　平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　五
一七〇　平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三一　五
一七一　生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十八年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件　三一　五
一七二　生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十八年度における発動基準数量を定める件　三一　五
○国税庁
一〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件　二五　七
○文部科学省
八四　平成二十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限等を定める件　一一　四
八五　平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件　一一　五